

譲 渡 人 様
譲 受 人 様

契約担当者 印

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日付け「債権譲渡承諾依頼書」で依頼のことについて、工事完成引渡債務不履行等を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できること及び下記事項について異議を留めて、契約書第5条第1項但し書きの規定により債権の譲渡を承諾します。

記

- 1 本承諾により、契約書第43条に規定する請負者のかし担保責任が何ら軽減されるものではないこと。
- 2 譲渡人は、本承諾書到達日以降は工事請負代金の請求はできないものとし、譲受人は、本件工事請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、債権の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で支払を請求できること。
- 3 譲渡される工事請負代金債権の額は、本件工事請負契約が完成した場合は、契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額が限度となること。本件工事請負契約が解除された場合には、契約書第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額が限度となること。
ただし、変更契約により請負金代金額に増減が生じた場合には、譲渡される工事請負代金債権の額は、増減後の請負代金額から上記と同様の控除をした額が限度となること。
- 4 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて契約担当者に融資実行報告書(「様式3」)を提出すること。
- 5 譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに契約担当者に提出すること。
- 6 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 7 地域建設業経営強化融資制度の利用に伴う費用は、発注者側の事情による工期延長に伴いその費用の増額があった場合のほか、いかなる場合にもその全額を譲渡人が負担し、発注者が費用負担することはないこと。
- 8 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 9 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。